

令和5年度第11回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年2月15日(木)
午前9時30分 ～ 午前11時00分
場 所 菊川ふれあい会館 2階中・小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 15 名
欠 席 総 数 3 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	出席
2	新久保 克己	出席
3	浦岡 昌博	出席
4	藤野 俊孝	出席
5	田崎 育子	出席
6	岡本 住子	欠席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	欠席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	欠席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	金田 豊和	出席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外5名

傍聴人 0名

令和5年度第11回総会

(開始時刻9時30分)

事務局（小山事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数18名のうち、本日出席の委員は15名、欠席委員は3名でございます。

したがいまして、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定に基づき、本日の総会が、「成立いたしますこと」をご報告申しあげます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第6条及び第7条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように出席委員が過半数を超えています。本日の総会は、成立いたしますので、「令和5年度第11回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第19条第3項の規定に基づきまして私のほか2名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号15番、藤本康洋委員と議席番号17番、岩本憲慈委員のご両名を指名させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」お諮りいたします。

審議にあたり、5番、6番の案件につきましては、日程第3、議案第3号の4番、5番と密接に関連した案件となりますので「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」で、併せてお諮りします。

それでは、1番から4番の案件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書1ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、2,760㎡、位置図は5、6ページ、公図は、7ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から北東へ、約1.3kmに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、遠方に居住し、高齢に伴い管理等が困難な譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

1ページに戻りまして、2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田2筆で、合計面積は、4,557㎡、位置図は8、9ページ、公図は、10、11ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から東へ約700mに位置している、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、県外に居住しており、耕作及び管理が困難な譲渡人の要望に、従兄弟である譲受人が応じ、新規に農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から近くに位置しており、譲受後は、ぶどうや柑橘類等の果樹を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

総会議案書2ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、畑1筆で、合計面積は、3,610㎡、位置図は12、13ページ、公図は、14ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王喜支所から南東へ約900mに位置している農業振興地域内の農用地です。

申請理由は、耕作地の近くに位置している申請地の取得を希望した譲受人の要望に、譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から、■■■■の距離に位置しており、譲受後は、水稻や白菜、キャベツ等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

2ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆、面積は、802㎡、位置図は15、16ページ、公図は、17ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線黒井村駅から北東へ、約270mに位置している、農業振興地域外の農地です。

申請理由は、体調不良により耕作が困難な譲渡人の要望に、叔母である譲受人

が応じ、長男と協力し、農業を始めるものでございます。申請地は、譲受人の自宅から近く、譲受後は、玉ねぎ等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。各譲受人は農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。1番の案件について説明いたします。2月6日に農業委員2名と事務局職員1名で、現地を確認いたしました。

事務局からもあったように、譲渡人は遠方におられる方で高齢になられたということで、この度、譲り渡すものです。譲受人さんはこの農地に利用権を設定してずっと耕作をされておられた方で、ご自宅近くの農地でもありますし、認定農業者で水稻やキャベツ等々、手広くやられている方です。

特に問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

議席7番の下田です。議案第1号の2番を説明します。2月7日に農業委員2名、事務局職員2名で現地確認をしました。

農地は適正に保全管理をされておりました。譲渡人は譲受人と縁戚関係にあり、県外居住により1人で耕作ができないため、定年退職でUターンした譲受人が耕作を引き受けたものです。トラクターを購入予定で、道具類は譲渡人の近所の

自宅の倉庫に保管し通作する予定です。農業は未経験のため、J Aや近所の方に指導を受けながら果樹を作付する予定です。

よろしくご審議の程、お願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号2番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

2番の新久保です。3番の案件につきましての現地確認の結果を報告します。2月7日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認を行いました。

申請地は譲受人の所有農地の近くにあり、譲受人が営農活動拡大を図るために申請農地の取得を譲渡人に申し出たところ、要望に応じたものであります。売買による権利移動です。譲受人は営農に必要な農機具を保有し、譲り受け後は水稲や野菜を栽培し、J Aや直販店に出荷する予定であります。

問題ないと思われます。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

議席番号10番の田上です。現地調査をした結果を報告します。すぐる2月6日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認しました。

現地は以前に議題に上がりまして、農地判定となった所です。トラクターで引けば支障はないと思われます。先程の事務局説明で、畑にして玉ねぎ等を作付けされるということですが、特に支障はないと思われます。さらに譲受人は譲渡人の隣に居住しております。

別段、支障はないと思われます。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手され、起立して議席番号及び氏名を述べられ、ご発言をお願いいたします。

質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可」の1番から4番の案件につきまして、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。

よって原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2「議案2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書18ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は19、20ページ、公図は21ページ、土地利用計画図は22ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から、南西へ約350mに位置する、農業振興地域内の農用地で、令和5年度第7回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、意見なしとした案件で、令和5年12月18日付けで、用途区分が、農地から農業用施設用地に変更されたことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

転用目的は、農業用施設として、観光農園来客者用の駐車場等の整備を行うものでございます。申請理由は、現在の既存駐車場の飽和状態が続いていることから、農園の近くに位置している申請地を選定し、この度の計画に至ったものでございます。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、土留めを設置する計画となっており、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路又は道路側溝に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、農用地ではございますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第4条第6項本文ただし書き」による農用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。
それでは、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

7番の下田です。議案第2号、1番の説明をします。2月7日に農業委員2名と事務局職員2名で現地確認しました。

申請者は内日地区において、大規模なハウス栽培や観光農園を経営しています。観光農園の駐車場が飽和しているために造成するもので、申請地の近くに位置しているビニールハウスの集出荷時に供する車両の通路とあわせて整備するものです。汚水の発生はなく、雨水は農業用排水路や側溝に流出します。

その他は事務局の説明の通りです。よろしくご審議をお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

審議にあたり、4番、5番の案件につきましては、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の5番、6番と併せてお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書23ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は28、29ペー

ジ、公図は、30ページ、土地利用計画図は31ページをご覧ください。申請地は、JR山陰本線黒井村駅から南へ約360mに位置している「第2種農地」で、該当条文は、議案書記載のとおりでございます。

転用目的は非フィットによる、太陽光発電設備を設置するもので、譲受人は小売電気事業者でございます。申請理由につきましては事業拡大の為、新たな発電設備の設置場所を探していたところ、日当たりが良く計画に必要な面積も確保できることからこの度の計画に至ったもので、農業経験もない譲渡人が譲受人の要望に応じたもので、申請者からは代替地検討表が提出されており、売買による所有権の移転となっております。

本件には一体利用地はなく、計画面積は過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部への届出書は、既に提出済でございます。

申請地に隣接した農地はございません。計画地からの汚水の発生はなく、雨水のみ河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は、「他に適当な土地がないため」許可基準を満たしていると考えられます。

23ページに戻りまして2番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は32、33ページ、公図は34ページ、土地利用計画図は35ページとなります。申請地は下関市役所菊川総合支所から南東へ約800mに位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第2種農地」となります。

転用目的は駐車場整備を目的に既存事業所の敷地拡張を行うもので、既存事業所は令和3年9月17日に5条許可された通所介護事業施設でございます。

申請理由につきましては、通所利用者の増加に伴い、送迎車両及び従業員の駐車場が不足していることから、事業所に隣接している申請地を選定しこの度の計画に至ったもので、高齢で耕作が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっております。

本件の一体利用地1筆は譲受人の所有地で、残りの一体利用地は法定外公共物の使用部分となりますが、使用に必要な関係書類が提出されており確保は確実で、計画面積は土地利用計画からみても適当であると判断いたしました。申請地に隣接した農地はございません。

事業所からの汚水は合併浄化槽で処理され、農業用排水路以外の水路に放流され、雨水は農業用排水路又は農業用排水路以外の水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書 24 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は 36、37 ページ、公図は 38 ページ、土地利用計画図は 39 ページをご覧ください。申請地は下関市役所菊川総合支所から北東へ約 740 m に位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。

譲受人は 1 と同じ法人で、転用目的、権利移動の区分、申請理由につきましても、1 番と同様でございます。本件にも一体利用地はなく、計画面積は過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部への届出書は既に提出済でございます。申請地に隣接した農地はございません。計画地からの汚水の発生はなく、雨水のみ、河川に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。本件は「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

続きまして、議案第 1 号 5 番と議案第 3 号 4 番についてご説明いたします。総会議案書は 3 ページと 24、25 ページで、位置図は 40、41 ページ、公図は 42 ページから 67 ページ、土地利用計画図は 68 ページ、パネル設置断面図等は 69、70 ページをご覧ください。

本案件は令和 2 年 1 月 21 日付けで、許可後 3 箇年の区分地上権の設定を目的に 3 条許可及び営農型太陽光発電設備の設置を目的に 5 条許可された案件で、この度事業を継続するにあたり、改めて申請がなされたものでございます。申請者からは 1 年に一度、営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況報告書が提出され、国にも報告しております。

営農型太陽光発電設備においては、一時転用期間が満了した場合、営農の適切な継続が確保されていること、下部の農地での単収が地域の同じ農作物の平均的な単収と比較してもおおむね 2 割以上減収していないこと、生産された農作物の品質に著しい劣化が認められないこと、以上の全てを満たす場合は再度一時転用許可を行うことは可能となっております。

本件では発電設備の下部農地に、お茶の苗木、1 年木、2 年木でございますが、約 112,000 本が定植されていますが、圃場ごとにお茶の生育にはバラツキがございました。収穫については、当初から幼木及び定植直後の為、許可後 3 箇年は収穫は見込まれないとの計画となっております。この度の計画では 3 年目から収穫が見込まれる計画となっておりますが、収穫 1 年目は平均的な単収の 7 割程度、平均的な収穫が見込まれるのは、収穫から 5 年後、6 年後とのお茶の専門家からの意見書も提出されておりますので、事務局は営農については、適切

な継続が確保されていると判断いたしました。しかしながら、総会議案書にも記載しておりますが、申請地には、当初の計画どおりにパネルが設置されておらず、申請書の提出も遅延しており、農地法違反の状態となっております。

詳細について、ご説明いたします。本日お配りしております議案第3号4番関係資料をご覧ください。許可された農地は12筆ですが、現在■■■■番を含む農地13筆に発電設備が設置されております。当初計画では農地部分にパネル28,690枚を設置する計画となっておりますが、現在、28,750枚のパネルが設置されており、パネル枚数の変更に伴い、支柱の位置、支柱の本数、ケーブル等の面積等にも変更が生じ、転用面積が、364.50㎡から、386.02㎡に変更となっております。また、先ほどもご説明いたしましたが、本案件の転用期間は令和2年12月21日から令和5年12月21日までの3箇年となっておりますので、本来であれば今年の11月総会にて、許可の有無についてのご判断をいただく必要がございました。

申請者からは下関市農業委員会会長あてに始末書が提出されておりますが、内容を確認したところ、パネルの設置の変更に至った理由は、グループ会社の社員が土地利用計画図を精査することなく作業用の図面を作成し、借受人の社員にも確認することなく、現場責任者がパネル設置を行ったことが原因でございます。また、パネル配置等の変更に伴い、図面等の作成にも時間を要し、このタイミングでの申請書の提出に至ったものです。事務局といたしましては、本案件については、不許可相当であるとの判断についても検討いたしましたが、申請者も反省しており、お茶も概ね順調に生育し、3年後の収穫も見込まれることから、総合的に判断し、この度については再度一時転用許可する方向で委員の皆様にご提案させていただくものです。

ただし、一時的な利用期間については許可後から許可後3箇年の許可ではなく、許可後から令和8年12月21日までが妥当であると判断しております。この度の申請については下関市豊北町農地開発土地改良区から、土地改良区の事業には支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されており、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書も提出されております。

本件は耕作者と発電設備の設置者が異なっておりますので、議案第1号5番、区分地上権の設定を目的に農地法の3条申請がなされておりますが、許可の対象となるものと考えます。設定期間につきましては農地法第5条の一時的な利用期間と同じ許可後から令和8年12月21日までとし、どちらの案件も同時許可といたします。

続きまして、議案第1号6番と議案第3号5番についてご説明いたします。総会議案書は、4ページと26、27ページで、位置図は40、71ページ、公

図は72ページから100ページ、土地利用計画図は101ページ、パネル設置断面図等は102、103ページをご覧ください。本案件も令和2年12月21日付けで、許可後3箇年の区分地上権の設定を目的に3条許可及び営農型太陽光発電設備の設置を目的に5条許可された案件で、この度事業を継続するにあたり、改めて申請がなされたものでございます。

総会議案書71ページをお開きください。本件においてもお茶の苗木、こちらは2年木、3年木でございますが、約78,000本が定植されましたが、申請地6番、8番、9番の3筆のお茶の苗木は8箇月で全て枯れ、農業委員会に相談なく、農作物の転換がなされ、山椒の苗木約700本が定植されておりました。一部の筆において、農作物の転換がなされておりましたが、本案件についても、営農については、概ね適切な継続が確保されていると判断しております。しかしながら、こちらの案件も、申請地には当初の計画どおりにパネルが設置されておらず、申請書の提出も遅延しており、農地法違反の状態となっております。詳細については、本日お配りしております議案第3号5番関係資料でご確認願います。

申請者からは下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されており、総合的に判断し、こちらの案件も再度一時転用許可する方向で委員の皆様にご提案させていただくもので、一時的な利用期間についても、許可後から令和8年12月21日までが妥当であると判断しております。この度の申請についても下関市豊北町農地開発土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されており、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがない」旨が記載された下関市長の意見書も提出されております。

また、議案第1号6番は、区分地上権の設定を目的に農地法の3条申請がなされていたもので、許可の対象となるものと考えます。設定期間につきましては農地法第5条の一時的な利用期間と同じ、許可後から令和8年12月21日までとし、どちらの案件も同時許可といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号10番、田上光義委員、報告をお願いいたします。

田上光義委員

10番の田上です。1番の案件につきまして、現地確認を行った結果を報告い

たします。すぐる2月6日に事務局職員2名と農業委員2名で現地確認しました。

現地はきれいに草刈り等がなされ、いつでも転用できるような状況でありました。雨水等は北側から西側、農道側の河川に放流するようになります。

別段周囲の状況にも支障ないと思われまます。ご審議の程、よろしくお願ひします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

11番の河本です。去る2月6日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を見て参りました。

現地は令和3年に許可を受けて通所施設を作られた事業者が、通所の人数も増え、事業が順調に推移していることから、駐車場が手狭になり、その確保に今回の申請をしたものです。その周りは、2ヶ所だけ関連した田んぼがありますけど、その田を今回は、駐車場にするという、申し込みであります。

過去にこの農地は、実は私が耕作しておりましたけど、水が来なくなりまして、農地としては、用を成さない様な状態になりましたので、返した経緯があります。そういう意味では有効に利用されるということで、安堵しております。事業は順調に推移しておりますので、この申請も必要なものと、考えます。

皆さんの慎重な審議をよろしくお願ひいたします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

12番の坂田です。3番の案件について説明いたします。2月6日に事務局職員1名と農業委員2名で現地を確認しました。

ここは農業後継者も無く、耕作してくれる方もおらずに長い間、放置されていたような農地です。面積も小さく、形も歪な農地でもありますし、耕作者が現れる可能性が低いこともあります。この度太陽光発電のお話が来たということで、転用をすることになりました。致し方ないと思ひます。

周辺農地はありますけれども、雨水については、近くの川に放流をされるとい

うことで、支障はないと思います。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

それでは、議案第1号の5番、6番及び議案第3号の4番、5番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

17番岩本です。議案第1号の5番、6番及び議案第3号の4番、5番の案件について報告いたします。すぐる2月8日に事務局職員3名と農業委員2名で現地を調査いたしました。申請内容については事務局から説明のあったとおりでございます。

本案件は令和2年12月21日付けで、この度の申請と同じ農地法第3条及び5条申請の許可を受けており、許可期限が来たため事業の継続を目的に申請があったものですが、許可の期間満了を過ぎた申請だったり、計画変更申請をせずに許可の内容と違うことをしていたりと、違反転用状態となっておりました。

本来であればすべて原状回復を求めるところではありますが、お茶の専門家の意見書も確認させていただきましたが、太陽光パネルの下での営農については、努力が認められ、今後、収穫も見込まれることから、今後の状況を見守っていくということで、現地調査の結果、今回は許可相当との意見となりました。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入るところですが、事務局が本案件一帯の航空写真図面を用意しております。中央にお集まりいただいて、改めてご確認いただきたいと思います。

委員

（全員で、図面と内容を確認）

議長（山田会長）

それでは、事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

はい、金田委員どうぞ。

金田豊和委員

16番の金田です。議案第3号の5番の案件ですが、先ほどの説明において、

事務局としても大変に苦慮されているようで。私、昨日現地に行きまして、要件的には、先ほど言われた数値的にも完璧には程遠い状況であると思います。

しかし、今後を考えると、肥培管理等をどうしていくのか。そういった計画なり、経過についての報告なりの提出を求めることはできませんか。

事務局（岡本事務局主任）

今回の申請は過去の3年の実績に対して審査することになりますが、元々この3年間は収穫がない。という計画で、今度は収穫があると申請が出ております。もしも今回許可相当となった場合、この3年後にまた審査するようになります。今度は収穫というのがきちんと出て、こちらについては収穫が下がると改善命令があり、最終的には撤去となります。

もしも許可された場合、災害は仕方ないのですが、次回の3年後に収穫がなければ、それは計画がなっていないということで、営農について、きちんとやられているのかというのが審査対象になり、判断される話になると考えます。

以上でございます。

金田豊和委員

収穫の件はそうでしょうし、木が生きていれば3年後に何らかの収穫は見込めると思いますが、3年後に何本生きているか、そういう状況だと思います。対策なりを早くしなければ、3年後に本当にどうにもならない状況になるのかな、と思います。

議長（山田会長）

事務局の回答で皆さんおわかりと思いますが、本当に苦しい判断であったかと思いますが、今後の推移をよく見てですね、また、ご審議をお願いしたいと思います。今回につきましてはこういう形で、許可相当案件として議案を出されたということで、皆さん方のご判断をお願いしたいと思います。

事務局（岡本事務局主任）

今回頂きました意見は、確実に相手方にはお伝えし、今後のことがありますので、計画の方もしっかりと再度詰めていきたいと思っております。

議長（山田会長）

金田委員、よろしゅうございますか。

金田豊和委員

できれば、4番と5番の案件を分けて採決できないでしょうか。

議長（山田会長）

ただいま金田委員さんからのご意見に基づきまして、分けて採決をするということに、皆さんよろしゅうございますか。

（「事業者が一緒の密接に関連した案件であるが。」の声あり）

事務局（小山事務局長）

別々の申請になっておりますので、分けて審議されるのは問題ありません。

（「事業主体はどこか。農家なのか。」の声あり）

事務局（岡本事務局主任）

営農者は■■■■■、商号変更で当初は■■■■■という会社でした。こちらが耕作者です。太陽光パネル設置者が■■■■■で、営農はしておりません。法人は別々ですが、代表者は同じとなっております。代表者個人は農家ではありません。

阪田実委員

1番、坂田です。農業をしている法人の代表者が農家ではなくても、問題はないのでしょうか。

事務局（岡本事務局主任）

当初の■■■■■は各種条件を満たして、農地所有適格法人となっております。代表者は農業経験者ではありませんが、役員以下、実際に営農されているのは元々梨栽培をされていた方や地元で農家をされている方々です。

議長（山田会長）

阪田委員よろしいでしょうか。

他にご意見等は、ございませんか。

ないようですので、先程のご提案により、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の5番及び「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の4番、そして「議案第1号 農地法第3条第1項の規

定による許可について」の6番及び「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の5番に分けて採決することよろしいでしょうか。

(反対の意見なし)

議長（山田会長）

それでは、採決します。

「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の1番から3番及び4番と「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の5番について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

続きまして、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」の5番と「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の6番について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手多数と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、議案第3号の4番及び5番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

総会議案書104ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は田5筆、合計面積は1,445㎡、申請地の位置図は105ページから108ページ、公図は、109、110ページをご覧ください。申請地はJR山陰本線吉見駅から北西へ約600mから850mに位置する土地でございます。

令和6年2月6日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、議案書記載のとおりでございました。現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号ア、イに該当し、5筆全てが「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に地区委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号5番、田崎育子委員、報告をお願いいたします。

田崎育子委員

5番の田崎です。議案第4号の現況確認について申し上げます。

2月6日に農業委員2名、推進委員1名、事務局2名で現況確認に参りました。申請地は国道191号とJR山陰本線が並走しているところで、福江駅と吉見駅の間にある農地でした。事務局の説明の通りで、 番の1と2、3は30年以上耕作を行っていないため、灌木や竹が繁茂していました。また、
 番と 番はうどん屋さんのところから山陰本線沿いに山道を登って行ったところがありました。

申請地は既に山林の状態でした。今回確認した申請地は全て、「非農地」と全員一致で判断しました。よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

「議案第4号 現況確認について」、「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。

事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

それでは、ご説明いたします。総会議案書111ページをお開きください。本

案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。

1番、申出者、土地の所在等は議案書に記載のとおりでございます。位置図は112、113ページ、公図は、114ページ、敷地平面図は、115ページ、雨水排水計画図は、116ページ、空中線配置図は、117ページをご覧ください。申出地は、下関市役所豊北総合支所神玉支所から北西へ約1.8kmに位置する農地で、計画変更の理由は、携帯電話基地局を設置するためでございます。本件は、農用地区域からの除外で、重要変更となります。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

議席番号18番、有田孝義委員、報告をお願いいたします。

有田孝義委員

18番の有田です。1番の案件について報告いたします。2月8日、農業委員2名と、事務員職員1名で現地を調査いたしました。本案件は携帯電話事業者が電波状況の改善を目的に基地局を設置するものであり、災害発生時の通信の確保や地区住民の利便性向上のため特に必要となるものですので、農用地区域からの除外について問題ないものと判断いたしております。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本議案については、「意見なし」とすることと決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付します。

議長（山田会長）

それでは、次に日程第6「議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（中川事務局主幹）

ご説明いたします。総会議案書118ページをお開きください。1番、この案件は令和6年3月1日公告予定分に係る決定でございます。詳細につきましては119ページ、120ページの「1. 農用地利用集積計画一覧表（令和6年3月1日公告予定分）」をご覧ください。別紙「議案第6号関係資料」の1ページから3ページに地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

いずれの案件も、計画内容は「下関市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」に適合し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本議案については、原案のとおり決定しましたので、その旨を下関市長へ通知することといたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第7「報告第1号」から日程第18「報告第12号」までを一括して、事務局より報告を求めます。

事務局（足立事務局次長）

ご報告いたします。総会議案書1から5ページ、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」は、19件ございました。

6ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

7ページ、報告第3号「農地法第5条第1項による許可案件の事業計画変更の承認について」は、3件ございました。簡易な事項についての処理に関する事により専決により承認いたしました。

23ページ、報告第4号「農地法の規定による転用届出の撤回について」は、1件ございました。

24から25ページ、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

26ページ、報告第6号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

27ページ、報告第7号「現況確認について」は、1件ありました。内容報告の前に議案書の訂正がございます。申請者氏名の記載が漏れておりましたので、本日、お配りしました「差し替え分」にてご確認願います。申し訳ございませんでした。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、現況確認書交付事務取扱要領により現況確認書を交付いたしました。

32から33ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が8件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

34から35ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は5件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

36から38ページ、報告第10号「農地法第5条第1項による許可案件の現

地確認の報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

39ページ、報告第11号「令和5年度農地利用状況調査に係る非農地判断未了農地について」でございます。内容につきましては、報告第11号関係資料「令和5年度農地利用状況調査による非農地判断未了農地一覧表」のとおりでございます。現地が非農地状態であった農用地区域内の農地について、市長部局と協議を行った結果、非農地判断について支障があるとされた農地について非農地判断未了とするものです。

40ページ、報告第12号「令和6年度下関市農業施策に関する意見書に対する回答について」ですが、内容につきましては、当日配布とありますが、議案書に同封しています報告第11号関係資料をご確認ください。令和5年8月25日に山田会長と田崎会長職務代理者から市長へ意見書の提出を行いました。その回答が2月9日付けで通知されましたのでご報告いたします。

「新規就農者・担い手確保の市の独自支援について」は、市独自の施策として、令和5年度から開始した農業法人に雇用された移住就農者の住宅改修支援や家賃支援の記載がありました。「鳥獣被害防止対策の強化について」は、前向きな回答となっております。また、「生産コストの高騰に対する支援について」は、令和5年に国、県及び市の対策が実施されており、その内容が回答されております。そして、「豪雨災害に対する対応について」は、提案に対する具体的な検討の記載はありませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局の報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第12号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和5年度第11回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時00分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....